

議案第15号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月6日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 厨房用物品
- 2 取得金額 金134,860,000円
- 3 取得目的 （仮称）新桜学校給食センターの建設に伴い、厨房用物品を購入するため
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 5 契約の相手方 茨城県つくば市研究学園一丁目2番地2
三英物産株式会社つくば営業所
所長 森 大樹

(提案理由)

(仮称) 新桜学校給食センターの建設に伴い、市の財産として厨房用物品を取得するため、この案を提出するものである。

